

論説

選挙過程における基本的諸問題

渋谷 武

(一) はじめに

第二次世界大戦の敗戦を契機として、日本においては、協賛的性格を主軸とする帝国議会が廃止せられ、決定機能を基本にもつ国会が確立せられることとなった。この議会機能の質的变化に伴い、その構成員である議員についてみても、その性格、機能の面で、大きな変化を必要とされてきたことは、いうまでもない。それは、また、敗戦前の選挙原理と、敗戦後の選挙原理との間には、当然、基本的に異なるものが存在しなければならないことを意味していた。この選挙原理の変化は、どのような形で、どのような局面に現われ、あるいは現われなかったか。これらの点は、選挙過程の分析の上で、検討を要する問題点を形成している。

敗戦前の帝国議会を考へるにあたり、藩閥政権下より政党内閣時代へ、そして翼賛体制の時代へとの、日本における政治体制の変化が、帝国議会の性格にかなりの変化をもたらしたことは認めなければならないが、明治憲法体制下における帝国議会の基本的性格は変らなかつたと見なければならぬ。

然しながら、政治家に対する憧憬は、むしろ、帝国議会の段階において存在した。「深重な思索家」「雄弁家」「先見の明ある政治家」等の言葉に代表される議員に対するイメージは、西欧デモクラシーの翻案・移植の形をとっていたとはいえ、そこに近づかんとする志向と、それへの憧憬とを形造っていたことは否めない。同時にそれは、私事を捨てて公事に挺身する人間像へ接続し、また、栄達の目標としての議員たることへの憧れをもたらしていた。

協賛的性格を主軸とする帝国議会の基調は、政府の提案を承認することであり、政府の側よりみれば、決定への了承の誘導と説得とが、その主軸となっていたとみることができる。また、議員の側よりみれば、議会において、政府攻撃の論陣をはることによって、政府に仕官の道を求めることのできなかつたことに対する欲求不満を、ある意味で補完し、挫折感を救済していたのである。それは、国政を論ずることにおいて、庶民に対する優越感と、いわゆる立身出世の欲望と、名誉心とを満足させていたのである。議員は、国益を考える人間、国士、壮士意識と密接に結びついたものとして、それへの自己陶醉にひたり、庶民にとっても、異常な憧憬の対象となっていた。帝国議会は、ある意味において、政治的安定を確保するための安全弁の役割を果していたのである。

同時に、議員の座が、一つの栄達の目標である限り、議会が政治的社會に果すべき役割はむしろ等閑視され、議員に対する機能面での期待は減殺される。こうして、議会の機能低下が現われ、政策選択・決定への機能欠如が生じてゆく。反面、制限選挙時における有権者層がなんらかの意味で名望家であり、地域オピニオン・リーダーでもあったことへのイメージが、強く人々の意識の中に残存してゆくとともに、有権者の政策選択機能を喪失させていった。

また、解散の詔勅を軸とする心理的圧迫が、各議員に対して、論理の問題とは全く別に、重要な影響を与えてい

た。そもそも、説得は、なんらかの意味での権威を背景とする。信愛を基礎に成立する合意の場合をとっても、そこには、ある種の権威の存在を否定することはできない。まして、了承への誘導は、恩恵・利益の供与等によつてもたらされる情緒的・報奨的次元が重要となり、そこに、義理・人情・顔等の要因が大きな比重をもつものとなつてゆく。そして、議員につらなる系列の中に、地域社会でのオピニオン・リーダーの座の確保の問題が介在してくるに及んで、閥意識・わが党の士意識が強化され、タテ社会の問題点を露呈してゆくに至る。

これに対して、決定機能を主軸とする国会は、国民各個の異なる特殊個別的志向・意思の衝突・対立のなかから、一つのコンセンサスを導きだすべきものとして位置づけられる。したがつて、戦後の国会を中心とする政治過程においては、このコンセンサス形成のために果す代表の機能・役割が問題にされなければならないものとなる。この際、近代デモクラシーの古典的理説が説いたように、個々の人間存在は、理性的存在として確立されていなければならぬ。この理性的存在としての、個々人の社会生活のあり方に対する特殊個別的志向の対立と相剋の中から、一つのコンセンサスを導き出すプロセスとしての合理的討論のメカニズムについては、「討議に関する基礎的考察」（新潟大学教養部研究紀要第1集）のなかで、若干の考察を試みた。

近代デモクラシーの政治過程の本質を合理的討議過程とみるならば、この合理的討議過程に登場すべきものとしての代表Ⅱ議員は、本来、協賛的議会における代表とは、全く異質の機能を期待せられるのであり、代表Ⅱ議員選出の過程を支える基本的な考え方は、自ら、異なるものとなり、代表と有権者を結ぶ紐帯もまた、異質のものとなるのが当然である。その紐帯が何かについては、選挙における候補者・議員に関する研究として、あるいは、有権者の投票行為に関する研究として、既に多くの研究が存在している。

また、各候補の得票状況の比較・検討が行なわれるなかで、投票の固定化・浮動化の問題が論ぜられ、団地票は

浮動票であるとか、婦人票の浮動化とか、労組票の固定化ないし流動化等の表現も現われてくる。

特に、報道諸機関でしばしば行なわれてきたことではあるが、政党ないし候補者の得票数、あるいは得票率についての激しい変動から、この浮動化を論ずることが多く見受けられる。浮動化・流動化・流動票・浮動層等の表現のもつ意味は、必ずしも厳密に規定せられなかった。「浮動」の語感のもつ価値的低評価と結びついているだけに、そのもつ意味内容はかなり厳密な検討を必要としてくる。

ここでは、次のような分類上の理念型を設定し、議員の性格変化に伴う諸問題との関連において、選挙過程の分析に関する若干の問題提起を行なってみたい。

浮動票とは、有権者の側からみて、候補者に対する選択・政党に対する選択に関する、主体的な判断基準が、本来的に存在せず、極めてルーズな理念複合 (loose Image Complex) のもとに、候補者・運動員等の与える諸種の刺激に対し、情緒的に反応してゆく状況に関連する。

流動票とは、有権者の側よりみて、候補者に対する選択・政党に対する選択についての主体的な判断基準が存在し、候補者・運動員等の与える各種の情報ないしその他諸種の媒体を通じて得られる情報に対して、目的合理的な対応を行なう場合に関連する。それは、変化する諸条件に適切に対応し、各種の情報に対する開かれた吸収回路と、目的合理的に柔軟に開閉・接続可能な回路網をもつことにより、環境に柔軟・適切に対応する行動(出力)を行なう有権者を予定する。(Flexible Image Complex の所有者を予定する)。

これらに対し、固定票とは、候補者に対する選択・政党に対する選択について、有権者の主体的判断基準は存在するが、各種情報に対しては、一部開放的な吸収回路と一部接続可能な回路網のため、一枚岩的反応を導き出す状況と関連する。(Fixed Image Complex にもとづく行動をする有権者を予定する)。

柚正夫氏は、浮動票について次のように定義する。すなわち、「連続する二回の同種の選挙において、候補者あるいは政党の支持を変えた投票をいう。棄権もふくまれる。流動票ともいう」とし、浮動票の種類として、自律的浮動票、他律的浮動票、潜在的浮動票、否定的浮動票、批判的浮動票等の概念分類を行なっている。¹⁰⁾

票の固定化現象に対する対極概念としては、票の流動化現象を考えるのが妥当である。しかし、候補者選択、政党選択の変動現象すべてを、浮動乃至流動概念の中に包括することには問題がある。極端な例としては、候補者の死亡・引退等による、あるいは政党の消滅等による、投票先を失なったかに見える票は、必ずしも浮動乃至移動票ではない。かつて存在した投票集合における代替人物象徴、あるいは、消滅した政党・集団を理念的に継承する政党・集団または人的構成面で、消滅した政党・集団の主要構成員がそのまま看板をぬりかえた政党・集団の主要構成員となっている場合の政党乃至特定候補者に対して投ぜられた票までも、浮動乃至流動票概念は拡大されてゆく恐れがあるからである。

既に述べたように、近代デモクラシーの本質を討議過程として把えることは、決定機関としての議会の構成員である代表に対して、有権者個人の抱く各種雑多な特殊個別的志向から一つのコンセンサスを導き出すための能力・役割を期待していることになる。このような状況においては、*flexible Image Complex* にもとづく行動体様と有権者が、その理想型において期待されるが、しかし、社会状況、政治的文化のなかで、異質の行動体様が入りこむことになる。

協賛的議会においては、政府の施策に対する了承・攻撃がその中心課題とされ、その限りにおいて、協賛的議会における代表は、決定機関としての議会における代表とは、その性格を自ら異にしてくる。そこでは、権力の座にいかにして肉迫するかが問題となり、「我党の士」をどれだけ獲得するかに関心が向けられ、それが党派形成の要

因となる。普通選挙制の施行によって有権者が拡大しても、自己の党派への組入れに重点がおかれ、政策的主張・論議を軸とする集団形成原理は、主要な流れとしては作用することはない。権謀術数、あらゆる手段を駆使して、いわゆる「我党の士」の拡大にあたることになる。そこに形成せられるものは、議員個人を人物象徴とする投票集合の形成であり、しばしば、「○○宗」と呼ばれるものの成立である。

「我党の士」意識を今日でもなお大事にしている旧市議が、新潟県内にはいる。T市の旧市議会成立以来の市議会議員表を前にして、一人一人指さしながら、「これはわが党の士、これは別」と識別しつつ、各議員の所属党派を分類していった元議員がいる。彼は、さらに注目を要する発言を行なった。「日川以北は旧X大区、従って、ここはB党の地盤である」と述べ、現在に続く派閥を論じたのである。

衆議院議員から後に貴族院議員となった故人は、「少し内密につかませれば、即座に是々非々となり、好意の中立となり、進んで明白な援助者となる。このコツを弁えていたという訳でもないが……代議士に四回もでた。まだ今後もやろうと思えばいくらでも道がある。しかし、衆議院は解散がある。金にかかる。この年になって、何万かの有権者を相手に機嫌をとることはあきあきしてきた。それより無解散で任期七ケ年もあって、金持には相応しい上品な貴族院入りをした方がどの位賢明かも知れない」と述べている。⁽²⁾

この述懐の中には、協賛的議会における議員への執念の内奥にあるものが何であるかが語られているとともに、得票の手段が何かが示されてくる。同時に、そこには、無確信的支持層がいかにか多いかか語られている。選挙の都度、自分に票を投ずる者であっても、いつ自分を離れるか判らない不安が、彼を把える。このような票は、固定票とみえながら、不安定な浮動票なのである。したがって、確信的支持層による票を固定票、無確信的支持層による票を浮動票と分類することが妥当といえよう。

討議過程を重視すべき決定機関としての議会の議員選挙における投票の種類は、これら二つの分類を、その政治的文化・状況の中で加え、前記三つの分類において把えるのが妥当といえる。

討議過程に登場する人間類型としては、三つのものが考えられ、うち、*loose Image Complex* にもとづくものと、*flexible Image Complex* にもとづくものが、流動的なものとなる。選挙を、この討議過程に位置づける限り、投票についても、この人間の行動類型は現われてくる。前者を他律的浮動票、後者を自律的浮動票と考えるならば、柚氏の類型の中に問題は解消することができるようにみえるが、討議過程に有効な機能を発揮するものとしての *flexible Image Complex* によるものと、有効な機能を果しえない *loose Image Complex* によるものとを峻別して考えるならば、流動票と浮動票とは、概念上区別しておくことが望ましい^⑧。

本稿においては、先に法政理論第一巻第一号の研究ノート「豪雪地帯における投票先決定のメカニズム」において試みた投票集合の分析及び「日本の総選挙一九六九」の「新潟第四区」において試みた分析を、右の諸問題との関連において更に展開してみたい。

(1) 柚正夫「日本の選挙」(潮新書、一九六七年)第十章増加する浮動票。

柚正夫「政治意識と選挙行動の実態」(公明選挙連盟「選挙調査研究紀要一九六八年第七集」)Ⅳ浮動票の構造。

なお、柚氏は、「日本の総選挙一九六九」(毎日新聞社)では、浮動票を流動票または移動票におきかえ、「同じ種類の選挙の前後連続する回において、投票する候補者の政党をかえ、候補者をかえ、あるいは投票の有無をかえる選挙民もしくは、

その投票をいう」(一六三頁下段)としている。

(2) 山口哲雄「上越人物評論」一五九〜一六〇ページ。

(3) 新潟大学教養部研究紀要第一集所収拙稿「討議に関する基礎的考察」参照。

(二) 投票集合における有権者のレベルの問題

選挙に際して、投票権を有する人々を有権者と呼んでいるが、この有権者には、特定の選挙に際して、一票を行使するという条件を有しているという点で、一つの共通の要素を考えることができる。また、特定の地域において、その地域を選挙区として立候補した候補者の中から、その投票先を選択・決定するという意味でも、これら有権者は共通の要素をもつことにもなる。後者の限定の上に、前者の条件を加味した要素を有するものを有権者集合と考え、これにVの記号を与える。

この有権者集合の内部には、棄権をしたという意味で共通の要素をもつものとしての棄権集合ともいうべき一つの部分集合、また、投票はしたが無効投票を行なったという意味で共通の要素をもつものとしての無効集合ともいうべき一つの部分集合、そして、ある特定の候補に対して投票したことを共通の要素としているいくつかの投票集合が、候補者の数だけ存在し、それぞれ、有権者集合の部分集合となつている状況がある。有権者集合V内における各部分集合に対し、次のような記号を与えて考えてゆくことが便利であると考ええる。

- 棄権集合……………AV
- 無効集合……………IV
- Xを投票先とする投票集合……………XV
- Yを投票先とする投票集合……………YV

Zを投票先とする投票集合……………ZV
 Wを投票先とする投票集合……………WV ZV

なお、 XV, YV, ZV, WV に対しては、 $C_j V$ として一般化することも可能である。

一般的に、次の関係がなりたっている。

$$V \equiv (AV \cup IV \cup XV \cup YV \cup ZV \cup WV)$$

投票集合を一般化すれば、

$$V \equiv (AV \cup IV \cup C_1V \cup C_2V \cup \dots \cup C_nV)$$

そして、一定時の選挙における棄権集合・無効集合・各投票集合それぞれ相互にその共通部分は空集合をなしている。

選挙の時点を加味して一般化すれば、

$$V_t \equiv (AV_t \cup IV_t \cup C_1V_t \cup C_2V_t \cup \dots \cup C_nV_t)$$

すなわち $V_t \equiv (AV_t \cup IV_t) \cup (\bigcup_{j=1}^n C_jV_t)$ となる。

$V_t \equiv V_{t+1}$ の関係が起りうる余地は否定しえないが、一般的には、 $V_t \neq V_{t+1}$ 、 $V_t \cup V_{t+1} \neq \phi$ と考えるのが常識的といえる。すなわち、有権者集合 V_t は、死亡・転出・新成人・転入等の人口変動との関係において、有権者の移動を伴なうのが普通であり、全く固定化することが起ることは極めて稀であるといえる。特に、都市部におけるこの変化は見のがせない。

新潟市内において人口変動の少ない町としての曾和地区においては、昭和四四年一月二七日の総選挙と四五年

四月二六日の県知事選挙の極めて短い期間について、その有権者数に変動はなく、一四五名であった。そして、投票者数にも変動はなく、一〇八名であった。しかし、四五年県知事選では、二五年生れで、新しく有権者となった者四名があり、うち投票者は二名であった。したがって、四四年総選挙の際の有権者四名（うち投票者二名を含む）は転出・死亡のいずれかにおいて、この地区の有権者集合から姿を消したのである。

すなわち、実数において、いかに等しくとも、その内容には変化があることは、この短い期間の実例から読みとることができる。更に、有権者集合内の部分集合として、次の二つを附加える必要が、ここから生じてくる。

死亡ないし転出により、同一選挙区の有権者でなくなった点に共通点をもつ集合……DV。

転入ないし新成人の形で、同一選挙区の有権者となった点に共通点をもつ集合……NV。

有権者集合全体の問題を考える場合、隣接する選挙時点（a 時点、b 時点、c 時点）における関係は、次のように考えられる。

$$V_a \neq V_b \neq V_c$$

$$(V_a \cap V_b \neq \phi, V_b \cap V_c \neq \phi, V_a \cap V_c \neq \phi)$$

この場合、選挙時点の配列を a—b—c と考えていることと、a—c の時間的経過は、代表任期の二倍と考えられるが、現行の各種選挙からみて、最高一二年となっていることは断るまでもない。もし、それ以上の時間的経過を考える場合には、次のような関係がなりたつてゆく可能性が生ずる。

$$V_a \cup V_b \neq \phi, V_b \cap V_c \neq \phi, V_a \cap V_c = \phi$$

か、

$$V_a \cap V_b \neq \phi, V_b \cap V_c = \phi, V_a \cap V_c = \phi$$

か、

$$V_a \cup V_b = \phi, V_b \cup V_c \neq \phi, V_a \cup V_c = \phi$$

本論は、 $a \sim c$ における時間的経過を、先に述べたように最高一二年、 $a \mid b$ 、 $b \mid c$ における時間的経過を、六年以下という条件のもとに、有権者集合内部における諸問題を考察することとする。

このような V_t における変動に伴ない、 XV_t 、 YV_t 、 ZV_t 、 WV_t 等、すなわち、一般的に C_j にも変動が生ずることとなる。しかし、この場合、特定の投票集合 XV_t において、

$$1 \quad XV_a \equiv XV_b \equiv XV_c$$

の関係がなりたつ可能性は皆無とはいえない。言葉の厳密な意味での投票集合の固定化とは、このような関係の存在を前提とし、有権者各人が固定的な理念複合によってその投票先を決定する場合をさすものであるが、一般的には、この投票集合に帰属する有権者の票が、 X に関する固定票ということになる。もちろん、有権者の主体的条件を検討する問題が残されているため、この固定票分類は、一応のことである。

1の変形として次の状況が考えられる。

$$(1) \quad XV_a \cap XV_b, XV_a \equiv XV_c$$

この際、 a 時点における特定の投票集合 XV_a に含まれ、 b 時点で、棄権または無効票を投じたものを考えることは可能であるが、有権者集合 V_a に含まれ、 V_b には含まれないものとなる DV_b には、一般的には投票集合 XV_a に含まれていないものだけを考える必要はない。しかし、 b 時点における転出者を含む集合 DV_b と、 c 時点における転入者を含む集合 NV_c との間に、

$$DV_b \cup NV_c \neq \phi$$

の関係が存在する場合には、(1)の一般的な補充条件

$$XV_b^c \subset (IV_b \cup AV_b)$$

$$((XV_b^c \subset XV_b) \equiv XV_a \equiv XV_c \text{ の条件下で})$$

のほか、

$$XV_b^c \subset ((IV_b \cup AV_b) \cup (DV_b \cap NV_c))$$

の条件が存在することとなる。

あるいは、

$$(2) \quad XV_a \equiv XV_b, XV_a \supset XV_c$$

この際の補充条件としては、

$$XV_c^c \subset (IV_c \cup AV_c \cup DV_c)$$

の関係がなりたてば足りる。

あるいは、

$$(3) \quad XV_a \subset XV_b, XV_b \equiv XV_c$$

$$(4) \quad XV_a \subset XV_b, XV_b \subset XV_c$$

$$(5) \quad XV_a \cup XV_b, XV_b \supset XV_c$$

のような変形が考えられるが、この際、投票の固定化を論じうる局面がでてくるのである。

さて、この集合に含まれる人数 $f(x_t)$ についてみると、1 に対して、

$$1' \quad f(x_a) = f(x_b) = f(x_c)$$

が基本的になりたつべきものと考えられる。そしてその変形(1)~(5)に対しては、

- $$\begin{aligned} (1) \quad & f(x_a) \vee f(x_b), f(x_a) = f(x_c) \\ (2) \quad & f(x_a) = f(x_b), f(x_a) \vee f(x_c) \\ (3) \quad & f(x_a) \wedge f(x_b), f(x_b) = f(x_c) \\ (4) \quad & f(x_a) \wedge f(x_b), f(x_b) \wedge f(x_c) \\ (5) \quad & f(x_a) \vee f(x_b), f(x_b) \vee f(x_c) \end{aligned}$$

の関係がある。

しかしながら、1、(1)~(5)の関係が存在するからといって、1、(1)~(5)の関係がなりたつという結論はなりたらず、得票数の単純な比較をもって、固定化・流動化を論じえないことに注意する必要がある。

すなわち、

$$f(x_a) = f(x_b) = f(x_c)$$

が成立するとしても、

$$\begin{aligned} XV_b \cap YV_a \neq \phi, XV_b \cap ZV_a \neq \phi, XV_b \cap YV_c \neq \phi, XV_b \cap ZV_c \neq \phi \\ XV_b \cap (AV_a \cup IV_a) \neq \phi, XV_a \cap (AV_b \cup IV_b) \neq \phi, XV_a \cap DV_b \neq \phi, XV_b \cap NV_b \neq \phi \end{aligned}$$

等の関係が存在している場合もあるのである。すなわち、さきに曾和地区の死亡・転出者と転入・新成人の関係についてみたように、X投票集合より他投票集合への移動あるいは棄権・無効集合、転出集合への移動と、これら他集合よりX投票集合への移動とが見合う場合がむしろ多いのである。

得票数・得票率が等しい場合であっても、そのことのみをもって、投票集合の固定化現象は論じえない。むしろ、

$$xV \subset XV_a, xV \subset XV_b, xV \cup XV.$$

の関係がなりたつ場合、 xV をもって、 X 投票集合における固定集合とみなすことができるのであり、この固定集合が、いかなる契機によって成立し、特定の投票集合 XV のなかで、どのような重要度を示すかが重要な問題点となる。

Aなる有権者 P_A において、 $P_A \supset xV$ の条件が存在するとしても、 P_A の投票が、ただちに固定票であるとは断定しえない。候補者 C_x の意見・主張 O_{C_x} と、自己の意見 O_{P_A} との間に、 $O_{P_A} \cup O_{C_x} \neq \emptyset$ を導き出そうとする努力が、 P_A においてなされている限りにおいて、 P_A の投票先は固定化して見えても、 P_A の投票は流動票である。すなわち、a、b、c の選挙時点における C_x のそれぞれの意見・主張 $O_{C_x \cdot a}$ 、 $O_{C_x \cdot b}$ 、 $O_{C_x \cdot c}$ の変化を予定しつつ、

$$O_{P_A \cdot a} \cup O_{C_x \cdot a} \neq \emptyset, O_{P_A \cdot b} \cup O_{C_x \cdot b} \neq \emptyset, O_{P_A \cdot c} \cup O_{C_x \cdot c} \neq \emptyset$$

の関係を成立せしめる努力を、 P_A が行なっている場合である。

これに対し、 $a \cdot b \cdot c$ の選挙時点における候補者のそれぞれの意見・主張の変化とは無関係に、a 時点における候補者選択を確信的に継続する場合、固定票となる。

そして、何人かの誘導により候補者選択が模倣的に行なわれる場合、浮動票となる。したがって、浮動票には常に他律的要素が存在することになる。

（三） 選挙過程における有権者の行動類型

近代デモクラシーにおいてモデル化される有権者は、自律的な価値選択を基礎として、その社会における集団帰属及び各種の選好を行なつてゆくものと考えられてきた。西欧における目的社会 *association* の形成は、このような自律的価値選択をその基礎にもっている。いわゆる西欧市民社会における市民は、個の確立、自律的・主体的人格の成立と無関係ではなかった。それは、契約理論の基盤であり、各種の目的社会成立の基盤でもあった。そこでは、一応、価値選択が集団帰属に先行する状態が考えられる。

しかしながら、日本の場合、価値選択が先行するか、集団帰属が先行するかに関しては、むしろ、集団帰属が価値選択に先行する 경우가多く見出される。自然村的集団帰属は、価値選択以前の問題として現われてくる場合が多い。

捨親集合においても、氏子集合、檀家集合、講集合においても、多かれ少なかれ、自然村的集団形成原理が作用している。自然村的集団原理における問題点は、集団構成員の集団帰属が、目的意識を基礎とせず、伝統的・習慣的帰属形体をとり、集団は、その集団構成員にとつては、空気乃至水のごときものとして作用することである。

従つて、集団としての行動は、目的合理的な討議の末に決定せられるよりは、むしろ、ある種の雰囲気の中で決せられてゆく。「まあまあ、こんな線で……」という形で異論をおしついでゆく形体がそこにはある。集団構成員である個人の行動（投票をも含めて）も、この雰囲気破壊するか否かが重大問題となり、雰囲気にそぐわぬ行為は、他の集団構成員により白眼視され、排除されることになる。この雰囲気が規定する集団の性格によって、個

人の行動は条件づけられてゆく。依心伝心が重視される理由もここにある。共同作業の後にしばしば見られるいわゆる寄合において、「私は××を支持する」という発言だけで、この寄合に参加した人々の××への票数が固まる傾向は、今日なお残存している。このような票が果して固定票と呼びうるか否かは一つの問題であらう。

また、なんらかの理由によるこの種集団の消滅は、この雰囲気消滅を意味し、その構成員であった人々の間には、新しい雰囲気を待望する空気を醸成してゆくことになる。社会的な激しい糾弾の中で解体した田中彰治投票集の場合、この新しい雰囲気は、汚職とは無縁の人物象徴による道が選ばれることになり、塚田知事二十万円中元事件の折、中元を返済した県議の中から高島修が浮び上ってくることになる。さらに、社会的糾弾をうけた上越の浄化・振興を中心とする別種の雰囲気が形成され、上越振興同志会が形成されてゆく。一方、この新しい雰囲気が定着するまでの間、周辺有権者の投票は極めて移動しやすい浮遊状態におかれることになり、これが買収・響応の起りやすい一つの基盤となる。

各種の情報量の不足は、社会内での自己の行動選択に対する不安をかき立てずにはおかず、このため、常にしきたり、慣行の重視、オビニオン・リーダーの行動に対する模倣を生みやすい。自己の生活領域をおしついでいる雰囲気による行動選択が起りやすい。たとえば、参議院議員選挙に際し、秋田県地方区でみられた一つの状況は、これを物語る。「千里馬」より得たヒントによるものであることは明らかであるが、労働組合が組合旗を田圃の畦道にたてて、いわゆる労働提携、援農協力の名の下に行なった田植作業の応援は、この援農活動の行なわれた地域を一つの労働提携の雰囲気の中にすっぽりと包みこむことになった。そして、このことが、労働組合のおす社会党候補の得票をのばしていたのであった。

また、福井、石川、富山、新潟各県の比較的交通機関にめぐまれず、情報量の不足な山村部の中には、選挙管理

委員会の呼びかける「棄権防止」の声が高ければ高い程、保守政党・保守系候補の得票を高率化してゆく傾向が存在していた。この「棄権防止」運動の推進者となるオピニオン・リーダーは、多くの場合、その普段の言動の中に保守的な一つの雰囲気をもっているものであり、この雰囲気は、各有権者の投票を条件づけているといえるであろう。すなわち、ここでも、有権者は浮遊状態にあるのである。

H・A・ボーンとA・ランネイは、投票行為の分析において六つの類型をもうけている。

1 組織活動家 (Organization Activists)。これは、通常、政党や圧力団体の仕事にその多くの時間と精力を使う人々であり、人口の1%の四分の一程度である。

2 組織貢献者 (Organization Contributors)。政党や圧力団体への投票とは別になんらかの直接的貢献、たとえば、自発的選挙運動員として、あるいは、資金提供者として、または示威運動への参加者として行動する場合のある人々で、人口の約5%にあたる。

3 オピニオン・リーダー。家族・友人・仲間に対して、政治について語り、彼らの意見や行動に意識的にか無意識的にか影響を及ぼす人々であり、人口の二五%程度である。

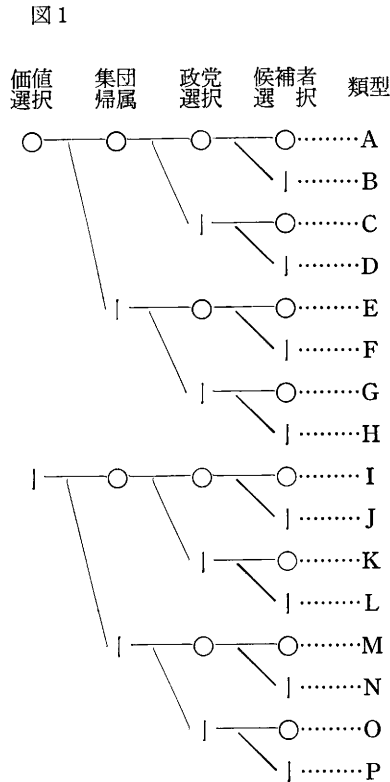
4 投票者。多少なりとも規則的に投票する人々で、人口の約二五〜三五%の人々である。

5 非投票者 (Nonvoters)。政治的事件には若干の関心をもってはいるのだが、大統領選挙にさえもゆかぬ人々であり、人口の約三〇〜四〇%にあたる。

6 政治外的存在 (Apolitical)。政治的事件についての知識・関心を全くもとうとしない人々であり、人口の三〜七%がそれである。⁽⁴⁾

(4) H. A. Bone and A. Ranney : *Politics and Voters*, 1963, pp. 5~6.

これらの分類は、アメリカ合衆国の有権者に関する分類であるが、日本の場合そのまま適用することは難しい。白鳥令氏がその「政治発展論」の中で「政治的文化」の分析に用いた手法を借用すれば、日本における有権者の行動態様は概ね図1の如くなるであろう。しかし、後述のように、この図以外に補充が必要となる。



A型。 全く選挙過程には登場しない。彼らは、社会的諸問題に対する価値選択を一切行なわない存在である。

B型。 候補者に対して全く情緒的に反応してゆく層であり、まさに浮遊しているグループである。かつて、新潟県知事第一号の岡田正平の時代、新潟県西蒲原郡の一老婆は、「八十八の御祝いに、知事さんがいらして、私を床柱を背負わせて坐らせ、知事さんは敷居際に坐って、『婆さん長生きして下せえや』とお祝いを下すった。子供や孫が、新潟県の知事さんがお祝いに来たというので、私の言うことも聞くようになった。この出来秋には、また孫に米俵を背負せていかんばならん」と語り、選挙などいまままで無関係であったが、「岡田さんが立候補する時

は投票にいきます。子供も孫も皆な岡田さんだ」と語っていたことがあり、この型は、まさに実在していたし、また、現在も実在している。

ただ、ここに登場してくる孫・子を含む親族集団の構成員は、後述のF型に入る。

C型。政党に対する情緒的選好を行ないつつ、候補者への対応をしないものであり、これも棄権集合に属してゆく。

D型。一応、政党に対する情緒的選好が共感を通じてなされてはいるが、候補者の選好も同じような情緒的共感を通じてなされてゆくものである。政党と候補者のつながりはこの型ではあえて問題にはならない。従って、そこには一つの分裂症状が現われさえもする。「共産党は嫌いだども、吉兼さんは好きだ」という票が、三条市から吉田共産党県議を生み出すのにながしかの役割を果たしたことは否定しえない。

E型。集団には帰属しているが、社会的・政治的諸問題に対するこの集団のいわゆる雰囲気醸成されていない場合か、この雰囲気、社会的・政治的事件をさけて形成されるかしている場合にこの型が現われる余地がある。余程意図的なオピニオン・リーダーが、この種集団に存在しない限り、この型にとどまることになる。講集団や、旅行会等の慰安集団にはこの傾向が強い。これも棄権集合の一部となる。

F型。集団のもつ雰囲気の中で、候補者の選好を行なう型であり、前記E型と同じ基底単位集団の中にみられる。○○宗と呼ばれる人々の中には、この型がかなり見受けられる場合があるが、何かの衝撃で、投票集合への帰属が変動しやすい不安定な状況にある。

G型。集団のもつ雰囲気の中で、政党への選好も行なわれてはいるものの、選挙過程には無関心な人々であり、この型も浮遊状態にある棄権集合の一部である。

H型。候補者に情緒的に系列化された集団の構成員にみられる形体であり、インタービュー等においては、政党選択と候補者選択がしばしば逆転していることが明らかになる人々である。

I型。社会的諸問題に対する価値判断・選択は行なつてはいても、社会より全く孤立して生存する型であり、政治的存在として、棄権集合の一部となる。

J型。候補者とは対面するものであるが、この場合、候補者の属する政党については、何ら問題とせず、もっぱら候補者の個人的な見解、主張に対する価値評価を行なう人々である。この型は、政党の日常活動の不活潑な地域において、比較的知識人を自称する階層に見受けられる。

K型。政党に対する評価・選択はありながら、投票の際、候補者の選択を拒否する型であり、棄権集合の一部を形成する。かつて、衆議院議員選挙新潟第四区では、「演説を聞くとなんといいながらも猪俣であるが、社会党では投票する気にならん。さりとて、他の候補は全く気に入らぬ」と述べた老人に出会ったことがある。あるいは、一九七一年参議院議員選挙では、あいつぐ朝令暮改型農政によって、与党自民党への評価を低下させ、さりとて、野党諸党への低評価から、投票を拒否した農民がある。これは、一見I型と考えられるものの、マイナスの意味での政党選択、候補者選択が行なわれているともいえるのであり、棄権集合の一部にはなっているが、前出の棄権者とは異なる型をなしているといえる。

L型。近代社会に定着したデモクラシーの政治過程において前提とされる自律的な選択を行なう型であるといえる。言葉の厳密な意味での流動票とは、この型をさすべきものと考えられる。

M型。集団に帰属しつつ、選挙過程とは絶縁している型であるが、この型をもって、直ちに非政治的存在とすることはできない。選挙以外の政治的手段を使用する過程に登場することが起りうるからである。これも棄権集合の

一部ではあるが、かなり特殊である。

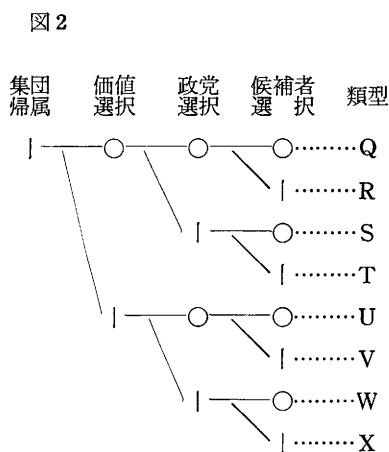
N型。候補者は推薦するが、政党支持は行なわないというアメリカ型圧力団体の一行動態を予想させるが、集団となんらかの意味で関係を有する政党が全く存在しない場合のほか、集団が系列化された政党をもちつつも、その政党が候補者を立てない場合の反応形態が考えられる。民主党に系列化されていると考えられる同盟系組合員が、民主党候補のいない場合の反応形態は、この型と関連し、その意味で流動的な部分となる。

O型。N型と一見類似するが、棄権に至る型であり、N型がある選挙に際し系列化された政党から候補者が立候補しない場合には、他の政党の候補者へ投票してゆく型であるのに対し、棄権集合に属してゆくことで異なっている。

P型。まさに典型的な固定票群を形成するものである。集団への忠誠度の極めて強い場合に起りやすく、集団の構成員への緊縛力の強い場合に起りやすい。

以上の諸類型のうち、日本において比較的多く見出されるのはA型からH型であるとはいえないであろうか。かつて、スタンフォード大学のN・イケ教授が、筆者の示した投票パターンに対して、*future orientation type*と概括してくれたものは、概ね、これらの類型と関連して考えられてくる。これらの類型の中には、投票していさえすれば、自分の眼の黒いうちには見ることができなくとも、子供か孫かいつか判らぬ未来によい時代が来るであろうとの期待というよりは一つの非願が読みとられる場合がある。この意味において、これらの類型に属する人々は、政治的、政策的、技術的思考とは無縁の存在であるとみることができよう。従って、彼らの棄権理由は、たまたま用事があったとか、病氣中とかの理由があげられてゆくのであり、非願の達成を期待できぬ現状に対する諦めが棄権の理由に数えられてゆくであろう。

然しながら、これら一六の型は、価値選択の有無を集団帰属の有無の前においた分類であり、果して日本の場合の現実と合致するか否かに疑問の余地があるといえよう。日本の場合、この二つのうち、集団帰属が先行する場合も考慮にいれるべきであり、この方がむしろ現実には多いのではないか。その場合、集団規制にもとづく価値選択の行動パターンとなり、更に八ヶの型が予定されるべきようにも考えられる。図2参照。



Q型。E型と類似しているが、価値選択以前の段階で集団帰属が決まっているのであり、若干のニュアンスの違いを考えることはできよう。

R型。F型と対応する。

S型。G型と対応する。

T型。H型と対応する。

U型。M型に対応するように見えながら、非政治的集団に帰属することにおいて、選挙過程と無関係な存在であり、ここにもニュアンスの違がある。

V型。N型と対応するが、集団の緊縛力が強い点が注目せられよう。

W型。O型と対応する如くでありつつ、集団の緊縛力を考慮に入れてゆかなければならない。

X型。P型とは異なる意味での固定票群となる。

このように、複雑な選挙過程に登場する有権者類型を考えにいれて、投票行為の分析は行なわれる必要があるように考えられる。

政党選択に関連する諸問題については、「政党に対する複合的意識状況」（新潟大学法経論集第十四巻第一号）に、その複雑な状況を示してあるが、この点も、投票行為分析の上での問題点であると考えられる。

（四）投票集合における単位小集団の固定・流動・浮動

社会集団としての単位小集団が、どのような形で投票集合に帰属ないし包括されてゆくかの問題は、ほぼ既述のところに関連して考えるが、この単位小集団の固定化、流動化と、この小集団に包括される各個の有権者の問題は、複雑に絡みあってくる。

集団 G_k 内の緊縛力が強い場合、一般に、有権者 P_1 は、集団 G_k の集団としての選択によって、その投票集合への帰属を決めてゆくことになり、選挙過程に現われてくる P_1 の投票先の変動は、いわゆる組織票の流動化の中で論ずることができるとしても、ただちに浮動票の類型のうちに含めることには問題がある。

集団 G_k が特定の推薦候補を設定せず、その構成員 P_1 の自由な選択、投票に委ねている場合、 G_k の P_1 に対する緊縛力は、現実的には解消しているといえることができる。したがって、この場合には、 P_1 の問題として、浮動化・固定化の問題が考察せられてゆくこととなる。

投票先決定に関する単位集団の構成員に対する規制力の強弱が、いわば、単位集団内の個々の有権者を一個の投票主体として分解し、自立ないしは浮遊せしめるかどうかを決めるカギとなっているといえることができる。したがって、投票集合内の単位集団 G_k に現われる固定化・流動化の条件と、単位集団 G_k に帰属する有権者 P_1 の固定化・流動化・浮動化の条件とが、検討せられねばならぬこととなる。

ルーズなコンセンサスを軸として形成せられている集団においては、その構成員に対するその集団の緊縛力は概してルーズなものであり、したがって、その構成員個々を一個の単位投票主体として分解せしめているため、各人は、投票集合へは、単位投票主体として、帰属してゆくこととなる。

これに対して、強固な (stable) の意で用いる) コンセンサスを軸とする集団にあつては、その内容にはかなりの変化が考えられる。イデオロギーの固定的に支配する集団においては、構成員各人は、そのイデオロギーへの忠誠度を強く問題にされることになり、その構成員に対するその集団の緊縛力は極めて強固なものとなる。各構成員は、その判断・行動を、特定のイデオロギーの下で、Fixed Image System によって、制約せられるが故に、そのコンセンサスは極めて狭い空間の中に限定せられ、それ故にまた、各構成員の行動選択は極めて狭い範囲に限られる結果、強い規制力を発揮することになる。

各構成員の自発的意思活動によって、合目的に形成せられる集団にあつては、その集団におけるコンセンサスは、各構成員の個別的意図・判断の主体性と自律性の中に確保せられるものであり、各構成員の自由な活動がそれ

自体、集団のコンセンサスに適合してゆく結果を生み出す。そこには、現実的有効性が確保せられ、強固なコンセンサスはたえず形成し直されてゆく。したがって、集団・構成員各人の行動は、その柔軟性を確保してゆく。

投票集合の問題を考察するに当たって、すべての有権者を、投票集合内の単位集団に所属するものとして考えることには、多くの危険が存在する。近代選挙が、有権者個人と候補者との関係をその基本としている限り、すべての問題を単位集団の問題に解消することはできない。しかし、二〇世紀社会の一般的特質の一つとして集団の噴出が考えられ、集団への個人の埋没が考えられたりする状況の中では、いかにして人間は集団から独立しうるのか、集団内部における人間存在のあり方、行動様式等の検討は、選挙過程の分析に、何がしかの有効な役割を果しうるものと考えられる。

（五） 選挙過程における理念型に関する諸問題

戦後の議会が、決定機能をその軸としている限り、議員は、この議会における決定過程にかなる役割を果すか、決定に対して、どのような形の参加を行なうものであるかの点から、その存在が問われてゆくこととなる。少くとも、戦後議会の基盤には、合理的・合目的な集団形成と、それを基礎として、合理的討論の積み重ねの中に形成せられる共通意識の存在が予定せられる。そもそも、合理的・合目的な集団においては、自律的な人間存在を予定し、その合理的討論の積み重ねの中から、現実的に有効性をもつものとしての共通意識が形成されてゆく。そこで、その構成員たちは、社会の中に占める彼らの位置についての明確な認識と、彼らをめぐって発生し、現存する諸問題の本質についての検討と把握を行ない、それらの検討・把握を通じて、それらの問題の解決についての現実

的に有効な手段についての十分な認識に到達することができ、それに伴って、どのような形でそれらの問題を解決すべきかについての志向を有するものである。このような集団においては、可能な限りの情報量の拡大が、その構成員相互の間で行なわれ、決定基盤としての情報量の拡大の上に、現実の有効性のある決定が導き出されてゆく。したがって、決定機能を主軸とする議会の構成員としての議員は、まづ、自律的・主体的存在であることがその前提でありつつ、自己の情報量の拡大に対して、開かれた魂を持つ柔軟な存在であるとともに、すなわち、なにもに把われざる豊かな情報収集力を有するとともに、自己の所持するに至った情報を自己の密室の中に閉じこめるのではなく、適確な表現によって、他者における情報量の拡大に貢献してゆく意見・主張の形成力と、豊かな表現力・伝達力を有するものであることがその要件として望まれてゆく。これら情報収集力・意見形成力、表現力・伝達力等にもとづいて、共通意識形成への抽象力と組織力とが期待されることになる。

このような議員をその組織象徴として有すべき投票集合においては、各有権者は、社会生活の中に占める自己の地位に対する自覚を基礎とし、社会生活の中に自己の生活をめぐって存在する各種の矛盾・問題の認識の上に、各種の人間生活の条件を自己の責任において活用し、自己の生活面に現われる諸矛盾を克服して、その生活を充実・向上せしめようとする合理的・技術的志向を有することとなる。すなわち、彼らは、明日の問題としてではなく、ただ今の問題として、人間生活の向上と充実のために、実効をおさめうる政策を志向することとなる。その意味で多分にプラグマティックな性格を有することとなる。

したがって、このような脈絡の中に存在するに至る投票集合の組織象徴は、多分に、現実的・政策的・技術的な内容と関連して設定せられてゆくことになる。すなわち、このような投票集合の象徴としての候補者の政策主張・見解は、これら有権者のプラグマティックな性格と、どれだけ共鳴しうるものであるか、換言すれば、有権者の志

向にどれだけ理解と情熱と貢献力を含むものとして形成せられるかが重要な問題となつてゆく。

このような状況は、自律的な政策志向型の選挙過程の特性として考えてゆくことができる。

そもそも、一般的にみれば、候補者に対する有権者の判断材料として、第一に、彼がどのような組織・集団に所属したことがあるか、現在どのような組織に所属しているか。第二に、その組織・集団の運動はどのようなものであったか。第三に、その組織・集団の将来志向する方向は何か。第四に、その組織・集団の中で彼の果たした役割、果しつつある役割は何か。第五に、彼の持つ政策主張・見解はどのようなものか等に関する情報が重要な役割を果す。

第一、第二、第三の情報に重点をおいて、思考・判断・行動する有権者は、もっぱら、候補者をめぐる組織・集団について、その外側に存在するものとしての判断基盤となるものと関係する。それは、人間を、組織・集団との結びつきにおいて判断する行動態様と関係する。それは、自己を他者から明確に区別し、同時にまた自己を他者との連帯のうちにおくことの中に、自己の存在意識を認めてゆく行動様式であるが、やがて自己を組織・集団の中に埋没せしめてゆく行動と容易に結びつく。このような情報に重点をおく有権者は、現実的・政策的・技術的な判断主体ではなく、したがってまた、自律的な政策志向型の選挙過程においては、およそ異質な存在となる。このような有権者は他律的な、ないしは依存的な人物志向型の選挙過程に組入れられる存在である。

これに対して、第四、第五の情報に重点をおいて思考・判断・行動する有権者は、候補者のいわゆる実力・可能性の問題に関係しているといえる。これら有権者にとって、第一・第二・第三の情報は、候補者の可能性を判断する材料として利用せられてゆくことになる。自律的な政策志向型の選挙過程を支える有権者は、このような有権者である。

アメリカ合衆国のAFL・CIOの政治教育委員会においてみられるように、各議員が労働問題に関連する諸決定の作成に対し、どのような見解をとり、どのような反応を示したか等について、独自に議員の考課表を作成し、選挙に際して、組織内有権者を中心対象として、その資料を配布してゆくことは、諸決定の作成過程における議員の反応・行動を通じて、その議員の見解・政策主張等が、果してAFL・CIOの理念に合致した行動をとり、組織内労働者の労働条件・生活条件の向上にとって有効であるか否かを組織内有権者に判断せしめてゆくことによって自律的な政策志向型の選挙過程に貢献しているものとみることができ⁽⁵⁾。

(5) Roll Call Votes において行なわれた一一の法案に関する各議員の投票に対してAFL・CIOの政治教育委員会の判断に基づいて作成された上院・下院両院議員の考課表(一九六一―六二)は一九四七―六二年の間における各議員の「良い投票」・「悪い投票」についての集計を行なうて、組合員の各議員に対する判断資料とされていた。

アメリカにおいて、この種の考課表は、決して、AFL・CIOに限るものではなく、経営者の団体・退役軍人の団体・婦人団体等々においてはもちろん、民間有志による市民に対する政治教育団体においても、それぞれの立場で、それぞれの特色において作成されている。これらの資料をもととして、時に討議がかわされ、自己の所属する集団との関係において、各人はそれぞれの帰属すべき投票集合を決定してゆくことになる。

理念型として考えた場合、自律的な政策志向型の選挙過程は、合理的討論の過程の上に現われる投票集合、その部分集合としての組織集団、有権者の問題として考察される必要がある。この種の問題は、有権者の個人的生活における現実的有効性と、部分集合としての組織・集団の一般的社会生活の内部において実現せられる組織目的ないし集団目的の有効な実現可能性、この組織・集団の有効な目的実現可能性と関係して、各個人の構成員たることについての有効性の問題を基礎とするものである。したがって、ここでは、見解・態度表明等を軸として、豊富な情

報交換の有効・効率的展開を媒介に形成せられる共通意識の存在が重要となる。すなわち、目的合理的な討論過程が、その共通意識形成の主軸をなしてゆくことになる。特定の候補者と結びついて考えられるC_j投票集合について考えれば、ある種の共通意識を中心に形成せられるものとしての投票集合の象徴としての意味を含むものとしての候補者は、有権者集合の中に、共通意識を形成してゆく才能の持主でなければならぬことになる。同時にまた、組織・集団の構成員としてであれ、また個人としてであれ、各有権者の直面する現実的生活局面における現実的有効性に対する関心と配慮とが、この状況を支えているものであり、遠い未来のユートピア、現実的生活局面を離れて論ぜられる理想的生活への待望は、この種の投票集合の形成とは異なる契機となる。要するに、自律的な政策志向型の選挙過程における投票集合の象徴としての候補者は、現実的有効性への関心と密接に結びついた分析力・集約力・組織力を有することが要求されることになる。この選挙過程にあつては、投票集合形成の核心としての共通意識の形成については、長期的展望の中で短期的に現実的有効性ある政策主張をいかに発見・形成するかに関する候補者の能力が問題の中心におかれる。候補者におけるこの能力の喪失は、投票集合の縮小につながり、議員となる機会を失なうことと通ずる。このような能力とその行動のもつ意味とに対する疑問を感じる有権者は、一つの投票集合をはなれて、新しく現実的有効性に支えられた共通意識をもちうる投票集合へ帰属してゆくこととなる。すなわち、投票集合の人的構成上の意味での固定化は現われえない。ここで、投票集合の人的構成上の意味での固定化とよんだ理由は、このような意味での固定化がただちに投票集合における共通意識の固定化を意味してはいないからである。むしろ、共通意識が短期的な現実的有効性に重点をおいて形成せられる以上、共通意識が社会のおかれている時間的・場所的空間の状況の差異に対応して柔軟かつ流動的なものとして形成せられることによって、人的構成上の意味での投票集合の固定化は維持せられるものであることに、自律的な政策志向型の選挙過程にお

る問題の基盤を考えるべきであるからである。

わが国においては、議員の議会活動についての情報量は極めて乏しく、有権者が前述の第四、第五の情報不足と共に伴うこの種情報への無関心の状況におかれる。このため自律的な政策志向型の選挙過程の成立は妨げられることになる。したがって、議員もまた、自ら自律的な政策志向型の選挙過程における代表に要求せられる能力・可能性とは無縁の存在でありうる。すなわち、共通意識形成能力に欠ける彼らは、議会内活動において、個人の自己裁量に基づく行動をとりえず、そこに議会内政党の議員に対する、統制力の強化も現われる。それは自ら他律的ないし依存的な選挙過程へ通じてゆく。このような状況の中では、単位集団ないし個々の有権者は、有力な議員への傾斜を強めてゆく。「百万人の同調者よりはただ一人の実力者を」という叫びは、この状況と対応する。そして、人間に対する評価は、その人物が社会の諸過程に有効な機能を有する集団のどれに所属するかによって決められてゆく結果、情報の中では前述の第一〜第三の情報が必要な役割を果たしてゆくに至り、集団との関連の中での行動態様が生まれる。

個人演説会・街頭演説会等での応援弁士の顔ぶれによる候補者の背後集団の現実的有効性への配慮は、あくまで政策選択に対する人物選択の行動態様でありつつも、外見は集団志向型の選挙過程を呈することになる。

しかし、イデオロギー過剰のわが国においては、第四・第五の情報量の不足は、遠い未来への待望過剰の状況をうみ、単位集団としての労働組合とほぼ同一のイデオロギー的基盤に立つ政党からの立候補がない場合、労働者層もなんらかの共通点を有する政党を支持する態度を示すことが起る。この際、イデオロギー的同一性の欠如から、階級的支持は強力な形では現われ難くなる。すなわち、単位集団としての支持政党は明示されていても、その集団構成員の間には、該政党に対する支持面での共通性は弱く、単位集団の執行部自体、その統制力をルーズな形でし

か行使しえないことになる結果、いわゆる組織票としての力を發揮しえず、構成員は各人の自由意思に基き、それぞれ、その投票集合への帰属を決めることとなる。ある意味では、これは流動化現象といいうる。まして、白紙委任的な、いわゆる「下駄あずけ的」集団指導原理の作用しがちな、わが国の諸集団にあっては、単位集団執行部の選挙指導の放棄は、その集団構成員を無原則的に分解しやすく、その意味での浮動化はさけられないものとなる。

T市同盟系組合は、三八年総選挙では、極めてルーズな形で選挙に臨んでいたが、四二年の総選挙では、後にひかえた市議選との関係もあって、総選挙時より組織固めを行なっていた。その結果、社会党I候補の得票は大きく伸びたのであった。T市における市議選においては、経営者団体よりの候補者と労働組合よりの候補者との間で、激烈な得票争が生ずる。その結果は、両者ともに当選しているのであるが、この得票数の大小が、次のベース・アップ闘争に微妙に影響すると考えられているため、市議選のための組織の点検活動はきびしくなる。すなわち、単位集団の執行部が選挙に関する統制力を強化するか、あるいは放棄するかによって、集団構成員の流動化・浮動化がもたらされるかどうかが決まっている。

しかしながら、新潟県選挙管理委員会の昭和四二年三月の調査報告の中に示されるように、新潟県においては、投票先決定の重点を、人物におくか、政策におくかの点について、次の結果が現われている。

表4 40才代

	人物志向	政策志向	いちがいに いえない
38年県議選	61	21	13
39年衆議選	53	30	11
40年参議選	44	35	7
40年知事選	59	27	7
41年知事選	62	26	5

表1 全 体

	人物志向	政策志向
38年県議選	57	20
39年衆議選	42	32
40年参議選	39	36
40年知事選	55	29
41年知事選	56	29

表5 50才代

	人物志向	政策志向	いちがいに いえない
38年県議選	68	16	11
39年衆議選	51	33	8
40年参議選	43	32	5
40年知事選	59	27	5
41年知事選	66	24	4

表2 20才代

	人物志向	政策志向	いちがいに いえない
38年県議選	51	24	19
39年衆議選	30	45	18
40年参議選	38	33	12
40年知事選	53	29	9
41年知事選	51	31	9

表6 60才代

	人物志向	政策志向	いちがいに いえない
38年県議選	61	19	6
39年衆議選	49	31	10
40年参議選	39	31	6
40年知事選	49	29	5
41年知事選	47	27	7

表3 30才代

	人物志向	政策志向	いちがいに いえない
38年県議選	55	15	15
39年衆議選	44	36	15
40年参議選	36	43	9
40年知事選	51	33	8
41年知事選	50	34	6

以上、新潟県選挙管理委員会「選挙意識の実態と明るく正しい選挙推進運動の世論調査報告書」昭和2年3月11頁12頁より。

表7

S a Q 1	S a Q 2	S Q a 3	区 分		全 体			
			男	女	A	B	C	計
人	きず誰に め自にも た分相 だ分も だ相 け談 けで せ	地元町村の人だから	3.4	3.9	5.5	2.5	2.2	3.6
		自分達の職業の代表者（推せん者）	3.7	2.8	3.0	2.9	3.9	3.3
		だから						
		学識経験者だから	3.9	3.5	3.8	2.5	4.4	3.7
		自分の主義主張と一致しているから	19.7	13.6	20.3	17.7	12.7	16.9
		その他	0.7	0.2	0.8	-	0.6	0.5
物	見れ自 も分 参で 考他 にき 人め し人 たた 意け	地元町村の人だから	1.1	2.8	2.8	0.8	1.7	1.9
		自分達の職業の代表者（推せん者）	0.9	2.4	1.5	2.1	1.4	1.6
		だから						
		学識経験者だから	2.4	3.2	3.5	2.1	2.5	2.8
		自分の主義主張と一致しているから	4.7	7.1	6.0	5.9	5.3	5.7
		その他	0.2	1.5	1.3	1.3	-	0.8
		そ の 他	0.9	1.7	2.0	0.8	0.8	1.3
政	きず誰に め自にも た分相 だ分も だ相 け談 けで せ	地元町村の人だから	1.1	0.9	1.0	1.7	0.6	1.0
		自分達の職業の代表者（推せん者）	3.2	1.9	2.0	2.1	3.6	2.6
		だから						
		学識経験者だから	2.4	1.1	1.3	1.7	2.5	1.8
		自分の主義主張と一致しているから	20.9	8.6	14.5	16.0	15.5	15.2
		その他	0.7	0.2	2.3	0.8	0.6	0.5
党	見れ自 も分 参で 考他 にき 人め し人 たた 意け	地元町村の人だから	0.4	0.9	0.5	-	1.1	0.6
		自分達の職業の代表者（推せん者）	1.9	1.7	1.5	2.5	1.7	1.8
		だから						
		学識経験者だから	0.6	0.4	0.3	0.8	0.6	0.5
		自分の主義主張と一致しているから	6.0	6.1	7.0	8.0	3.6	6.0
		その他	-	0.4	0.5	-	-	0.2
		そ の 他	2.4	1.1	2.0	1.7	1.7	1.8
い ち が い に い え ない	きず誰に め自にも た分相 だ分も だ相 け談 けで せ	地元町村の人だから	0.2	1.5	-	0.8	1.7	0.8
		自分達の職業の代表者（推せん者）	0.6	0.7	0.5	0.8	0.6	0.6
		だから						
		学識経験者だから	1.7	0.7	1.3	0.4	1.9	1.3
		自分の主義主張と一致しているから	2.1	3.7	2.5	2.1	3.6	2.8
		その他	-	0.4	-	0.4	0.3	0.2
	見れ自 も分 参で 考他 にき 人め し人 たた 意け	地元町村の人だから	0.4	0.9	0.5	0.4	0.8	0.6
		自分達の職業の代表者（推せん者）	1.3	1.3	0.8	2.1	1.4	1.3
		だから						
		学識経験者だから	1.1	1.3	1.3	0.4	1.7	1.2
		自分の主義主張と一致しているから	1.7	3.7	2.3	2.1	3.3	2.6
		その他	0.2	-	-	0.4	-	0.1
		そ の 他	0.9	1.3	1.8	0.4	0.8	1.1
		そ の 他	8.9	18.4	8.3	15.6	17.4	13.3

これらの諸表により言いうることは、新潟県においては、有権者の間には、人物志向が政策志向（政党選択をこう考えるとして）をはるかに上廻って強いようにみえることである。しかし、「自分の主義主張と一致しているから」投票した者を政策志向の中へくみ入れて考えるとする状況はかなり違ってくる。そして、これらの諸表によって考える限り、支持政党、候補者の選択をめぐって現われる単位集団の集団構成員に対する統制力の強弱に基づく流動化ないし浮動化はごく限られたものであることが明瞭となる。しかし、(三)での分析を考慮にいれるとき、この種世論調査の結果のみから問題を考察する時の限界を問題にする必要があるのではあるまいか。

最近の参議院議員選挙におけるいわゆるタレント候補の出現は、単位集団の緊縛力の弱化和分解の進行にあわせて、情報過多時代における選挙過程のもつ問題点を示しているように考えられる。

ここ数年間に進行している選挙過程の変化は、情報不足時代から、情報過多時代への推移と対応している。テレビを始めとする大量伝達時代に入って、前記二四の類型の有権者の行動パターンが、どのように変化してゆくか、その変化の体様をも、われわれは注目してゆかなければならない。同時に、議員の変質過程を、これらの状況変化との対応において考察してゆくべきものと考ええる。